

< 対象となる方の段階及び要件 >

利用者 負担段階	対象となる方の判定要件	預貯金額等の合計額が 下記の金額以下	
		単身	夫婦
第1段階	○生活保護受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	1,000万円	2,000万円
第2段階	○世帯全員及び配偶者（別世帯にいる場合も含む）が市民税非課税でご本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	650万円	1,650万円
第3段階①	○世帯全員及び配偶者（別世帯にいる場合も含む）が市民税非課税でご本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	550万円	1,550万円
第3段階②	○世帯全員及び配偶者（別世帯にいる場合も含む）が市民税非課税でご本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	500万円	1,500万円
第4段階 (非該当)	○上記の第1・2・3①②段階に該当しない方 (原則、軽減措置はありません。施設との個別契約になります。)		

※弔慰金や給付金などは、非課税年金収入の対象外です。（夫婦には、別世帯の配偶者も含みます。）

< 参考：1日当たりの負担限度額 >

(単位：円)

段階区分	食費			居住費(滞在費)			合計(施設の場合)		
	国の基準額	負担限度額		居室の種類	国の基準額	負担限度額	国の基準額	負担限度額	
		施設	短期入所						
第1段階	1,445	300	300	多床室	特養等	855	0	2,300	300
					老健等	377	0	1,822	300
				従来型個室	特養等	1,171	320	2,616	620
					老健等	1,668	490	3,113	790
				ユニット型	個室的多床室	1,668	490	3,113	790
					個室	2,006	820	3,451	1,120
第2段階	1,445	390	600	多床室	特養等	855	370	2,300	760
					老健等	377	370	1,822	760
				従来型個室	特養等	1,171	420	2,616	810
					老健等	1,668	490	3,113	880
				ユニット型	個室的多床室	1,668	490	3,113	880
					個室	2,006	820	3,451	1,210
第3段階①	1,445	650	1,000	多床室	特養等	855	370	2,300	1,020
					老健等	377	370	1,822	1,020
				従来型個室	特養等	1,171	820	2,616	1,470
					老健等	1,668	1,310	3,113	1,960
				ユニット型	個室的多床室	1,668	1,310	3,113	1,960
					個室	2,006	1,310	3,451	1,960
第3段階②	1,445	1,360	1,300	多床室	特養等	855	370	2,300	1,730
					老健等	377	370	1,822	1,730
				従来型個室	特養等	1,171	820	2,616	2,180
					老健等	1,668	1,310	3,113	2,670
				ユニット型	個室的多床室	1,668	1,310	3,113	2,670
					個室	2,006	1,310	3,451	2,670